

執筆者紹介

(執筆順、※印編者、消費者法を学ぶにあたって一言)

- ※ 鹿野菜穂子 (かの なおこ) 第1章、第4章、第6章
 慶應義塾大学名誉教授
 様々な紛争事例を念頭に置き、当事者の身になって、いかなる法的主張が可能かつ適切かを検討してください。
- 原田大樹 (はらだ ひろき) 第2章
 京都大学法学系(大学院公共政策連携研究部)教授
 消費者法は民法との接点が多いと思われていますが、実は行政法とも幅広い関わりをもっています。行政法学にとっても消費者法学は重要な参照領域の1つであり、消費者法を学ぶことは行政法の理解の深化にもつながります。
- 林 秀弥 (はやし しゅうや) 第3章
 名古屋大学大学院法学研究科教授
 競争法には、消費者の個別的救済(主観的側面)と、個々の消費者の意思決定が改善され市場が効果的に機能することを通じて全体として消費者が救済される(客観的側面)という2つの側面があります。消費者法としての競争法をしっかりと学んでいきましょう。
- 坂東俊矢 (ばんどう としや) 第5章
 京都産業大学法学部教授
 消費者法の出発点は事実(消費者苦情)だと思う。その妥当な解決に民法をはじめとする法には何ができるか。何が足りないのかを考えてもらいたい。きっと消費者法の勉強が楽しくなる。
- ※ 中田邦博 (なかた くにひろ) 第7章
 龍谷大学法学部教授
 特商法は、消費者法の中でもとくに重要な法律で、消費者法の複合法的な性格を理解する上でも、しっかり学ぶ必要があります。他方で、その規定は、複雑で消費者にフレンドリーとはいえないものとなっています。新たな立法によってこのギャップを埋めるには時間がかかりそうです。それまでは本書で消費者法を頑張って学んでください。
- 谷本圭子 (たにもと けいこ) 第8章
 立命館大学法学部教授
 「消費者」は、保護されるだけでなく、環境を含め世界の姿を変えていく「主権者」として責任を負う存在でもあります。皆さんは、どのように消費をして、どのような「消費者」になりたいですか。

若林三奈 (わかばやし みな) 第9章

龍谷大学法学部教授

自らの権利・利益とともに、他者の権利・法益を尊重することの大切さを消費者法の世界を通して、改めて考え、実践してください。

和田真一 (わだ しんいち) 第10章

立命館大学大学院法務研究科教授

消費者法は比較的新しい法分野です。このような分野の確立がそもそもなぜ必要とされ、どのように発展してきたのか、将来の展望のためにも、その生い立ちをぜひたずねてみてください。

川村尚子 (かわむら なおこ) 第11章

國學院大學法学部准教授

消費者法は、様々な法分野が関連し複雑に感じられるかもしれませんが、実際にどのような問題が生じているかを理解し、そうした問題が自分に生じたとすればどのような主張ができるかを具体的に考えていくことで理解が深まると思います。

馬場圭太 (ばば けいた) 第12章

関西大学法学部教授

消費者法は、実践的であるとともに、国際的、学際的、そしてダイナミックな法領域です。本書を通じて、消費者にかかる法律問題に対して様々な方向からアプローチすることができることに気付いていただければ幸いです。

寺川 永 (てらかわ よう) 第13章

関西大学法学部教授

消費者法は、これまで民法で学んできたこと、あるいはこれから民法で学ぶことと結びつけて考えると、より広がりのある領域であることがわかります。日々の暮らしの中でも、消費者法とのつながりを意識してもらえると民法の理解もより深まることと思います。

高嶋英弘 (たかしま ひでひろ) 第14章

京都産業大学法学部教授

消費者法は、われわれの日常生活に深く関わっていると同時に、法学の基本的な枠組みを学習する上で最適の素材でもあります。消費者法を手がかりにして、より深く法律学を学んでみてはいかがでしょうか。

川地宏行 (かわち ひろゆき) 第15章

明治大学法学部教授

資産運用を目的とした金融商品取引において被害者は「投資家」であり、投資の世界は自己責任の原則が通用するとされ、長年にわたり、投資家保護は消費者保護と区別されてきました。しかしながら、現代社会における個人投資家の大半は、情報力や交渉力において事業者よりも劣る消費者であることから、投資の世界にも消費者保護が必要になっています。個人投資家＝消費者であることを念頭に置いて金融商品取引における消費者保護の問題を考えてみてください。

垣内秀介 (かきうち しゅうすけ)

第16章

東京大学大学院法学政治学研究科教授

消費者紛争は、裁判手続をはじめとする各種の紛争解決手続の限界が顕在化する場面であり、民事司法にとって1つのフロンティアといえます。消費者紛争解決手続について考えることは、民事訴訟法や民事訴訟制度を考える上でも、重要な手がかりとなるでしょう。

宗田貴行 (そうだ たかゆき)

第17章

獨協大学法学部教授

身近な消費者法を学ぶことによって、適切な経済・法・政治の制度はどのようなものなのか、日々の生活の中で法的にだけでなく倫理的に正しいと考えられる消費者としての行動を考え、より良い未来へ、ともに進みましょう。

カライスコス アントニオス

第18章

龍谷大学法学部教授

ヨーロッパ消費者法における展開は、特に近年目覚ましい勢いで進んでおり、世界中に著しい影響を及ぼしています。そのため、今後は、EU消費者法の基本を理解し、その仕組みについて一定の知識をもつことが益々欠かせなくなります。また、ヨーロッパ消費者法に限らず、海外の法制度を知ること、自国の法制度の内容をより多角的に捉えることが可能になります。第18章の内容が、その一助となることを願っています。

川和功子 (かわわ のりこ)

第19章

同志社大学法学部教授

1960年代のケネディー大統領の「消費者の利益擁護に関する特別教書」(→Window1-1参照)にみられるように、アメリカ合衆国は世界でもいち早く消費者の権利に着目してその保護に取り組んできました。アメリカ法は製造物責任法、クラス・アクションなど、諸外国の消費者法制度にも大きな影響を与えてきました。第19章をきっかけに学んでいただければ幸いです。